

ヲ要ホシタルニ塚原ハ竹内ヨリ萬事ヲ依頼セラルタルニ非ズ
竹内ニ對スル資金ノ代償トシテ船ヲ引取リタルニ過ギカル旨
ヲ答ヘタルガ代表等ハ其ノ旨竹内ニ傳達セラルシ度ト依頼シ
引取リタリ

七、労働者側

船夫ハ交渉決裂後第三竹内九ヲ争議困本部トシ各方面ノ應接
ヲホメツ、アリ

八、事業主側

此ノ際組合加入船夫シ一掃スル覚悟ニテ相当強硬ノ態度ヲ執
リツ、アリ

右及申(通)報候也

12.6.30
1286

勞社第一九。一第

昭和五年六月十八日

善規總監丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿

社會局長官 殿

大阪府茶川谷府縣知事殿

竹内回漕店船夫ノ労働争議ニ関スル件 (第二報)

○ 船主ハ船夫ハ争議困本部ニ自合結末ヲ望望ニス
○ 船主ハ依此トシテ所在ヲ悔ス
○ 事業主団体ハ店主ノ右様ヲ決議ス

概況争議ニ就テハ既報ノ如ク其ノ後ノ経過左記ノ通